

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) での「住宅等の改修」を支援します。

～ 神戸市住宅等土砂災害対策改修支援事業のご案内 ～

既存住宅等 (レッドゾーン内)

土砂災害に対して安全な住宅等

改修のイメージ

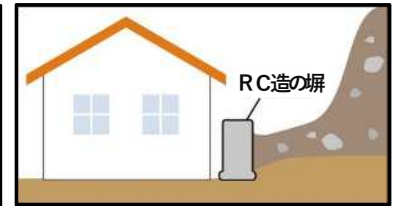


改修工事
への助成

【外壁等の改修】



【塀の築造】



※ 土砂災害に対応した構造基準を満たしていない

< 概要 >

(1) 対象となる住宅等

- ①レッドゾーン内にあり、区域に指定される前から建てられている住宅等 (既存不適格住宅等)
- ②土砂災害対策改修工事により、土砂災害に対し安全な構造となること
(建築基準法施行令第80条の3の規定に適合)

レッドゾーン等は、兵庫県のホームページ「CGハザードマップ」で確認できます。

検索 兵庫県 CGハザードマップ

(2) 補助金の額等

区分	補助限度額
住宅	100万円 (300万円 (補助対象限度額) × 1/3 (補助率))
旅館・ホテル	300万円 (900万円 (補助対象限度額) × 1/3 (補助率))

※ 補助金の交付は、補助対象住宅等につき1回限りです。

(3) その他

- ・ 補助金の交付申請をしていただく前に、事前協議、申込書の提出が必要です。
- ・ 詳しくは、本市ホームページの補助要綱等をご覧ください。
- ・ まずは、下記までご相談ください。

検索 神戸市 土砂災害に備えて

【お問合せ先】

神戸市建設局防災課

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5-1-14神戸商工貿易センタービル19階

電話：078-595-6357 FAX：078-595-6349

補助金申請手続きの流れ(改修支援)

手続き	内容
<p>事前協議・申込み</p> 	<p>補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前協議を行った上で申込書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助事業申込書 ②既存住宅の位置図 <p>神戸市建設局防災部防災課まで、お問い合わせください。</p>
<p>補助金の交付申請</p> 	<p>主な必要書類は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助金交付申請書 ②住民票、登記事項証明書、納税証明書 ③対象住宅の付近見取図、配置図、平面図、構造図などの図面 ④対象住宅の建築時期が確認できる書類 ⑤改修計画が建築基準法施行令第80条の3の規定への適合していることを建築士が証した書類 ⑥建築基準法の規定による確認済証 ⑧改修工事の見積書 (リフォーム等他の工事を行う場合、改修工事とその他工事が内訳として分かるもの) ⑨建築士の免許証 など
<p>補助金の交付決定</p> 	<p>市から、補助金の交付が決定したことを通知します。</p> <p>交付決定通知書が届いてから「改修」に関する契約を結んでください。 (先に契約されたものは、補助の対象外となります。)</p>
<p>改修事業の実施</p> 	<p>「改修工事」は年度内に完了させてください。 (年度内の完了が難しい場合は、速やかに報告をし、指示を受けていただく必要があります。)</p>
<p>改修事業の完了報告</p> 	<p>改修工事完了後、40日以内又は年度内に実績報告書を提出してください。</p> <p>主な必要書類は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助事業等実績報告書 ②補助金清算調書 ③改修工事施工報告書 ④改修工事後の外観写真 ④建築基準法の規定による検査済証 ⑤契約書等の写し、請求書又は領収書 など <p>※その他必要な書類を提出していただく場合があります。</p>
<p>改修事業の審査及び</p> 	<p>市で、改修事業が適正に実施されたかどうかを審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をします。</p>
<p>補助金の交付</p>	<p>市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。</p>